

2022 年度移転価格税制に関する改正の実務対応

2023 年 2 月 TAX NEWS 2023 #002

2022 年 12 月、メキシコ公認会計士団体（IMCP）の全国役員委員会（CEN）が、2022 年度以降の移転価格文書作成のための新しい規定・提出期限・比較対象取引情報利用に関するニュースレター5/2022-2023 を発行しました。

本ニュースレターでは 2022 年度税制改正による連邦所得税法（以下、「LISR」という）の移転価格に関する新たな規定について以下の基本事項が記載されています。

- 比較対象取引についてはこれまでの実務上の分析では直近 2, 3 年分のデータやその平均値を用いてきたが、今後は原則として分析対象年度と同年度のデータを用いること。過去のデータ等は事業サイクルや製品の商業的な受入れが 1 年以上に亘る場合にのみ使用可能。（LISR 第 179 条）
- DIM Anexo 9¹及びローカルファイル²の提出期限は翌年 5 月 15 日まで（LISR76 条、76-A 条）

又、本文書と関連して、IMCP は SAT 大規模納税局中央移転価格管理部門の担当者と次の問題について何度か話し合いを行いました。

- 比較対象取引データに関する改正内容では、定められた期間内で比較情報を得るために更なる努力が必要になること。
- 分析対象年度と同年度の比較対象データを用いなければならないが、翌年 1 月から 5 月までに取得することができるかどうか。部分的にのみ入手可能であったり、データが公開されないこともありうる。DIM Anexo 9 を期限内に提出するためには非常に期間が限られているため、補足的な書類の整備が必要になること。

¹ DIM Anexo 9 とは日本の法人税別表 17(4)「国外関連者に関する明細書」のような書類で、各関連会社間取引についての情報や移転価格分析結果を記載する情報申告書。これまでは原則翌年 3 月 31 日が提出期限であった。

² 2016 年度より提出が義務化された移転価格税制に関する情報申告書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）につき、提出期限はすべて翌年 12 月 31 日までであったが、ローカルファイルのみ提出期限が 5 月 15 日に改正された。

上記の問題を解決するために、IMCP は次の推奨事項を発表しています。

1. まずは、LISR 第 179 条改正にある通り、比較対象取引については分析対象年度と同年度のデータを使用し、過去年度のデータ使用は事業サイクルや製品の商業的な受入れが 1 年以上に亘る場合のみとすること。
2. 根拠記録として、実施した比較対象取引選定過程の文書化を行うこと。更に実行日についても記載しておくこと。
(本件については、OECD 経済協力開発機構発行の「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」の 3.46³が参照される)
3. 移転価格文書を作成する際、可能な限り分析対象年度と同年度の比較対象取引データを使用する必要がある（例えば、2022 年度の文書化であれば比較対象取引データも 2022 年 1～12 月のものを使用する）が、それが不可能である場合は、分析対象年度に対応する月（今回であれば 2022 年 1～12 月）を出来るだけ多く含むデータを使用すること。更に、それも不可能である場合には公開されている最新データを使用すること。
4. 納税者及び専門家の双方で協力して文書化作成を開始し、作業を中断したり延期することなく期限遵守に努めること。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：

日系企業グループ

(メキシコシティ)

比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(ケレタロ)

加藤 希美

E: Kimi.Kato@mx.gt.com

T: +52 (442) 229 1543 ext. 4029

³ 英語版のみ。 https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/oecd-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-2022_0e655865-en#page165